動画 <https://www.youtube.com/watch?v=oH1Al12T_0E>

社会保険料「不当徴収事例」告発集会 主催者報告

2024年2月26日　全国商工団体連合会

**１、寄せられた相談で明らかになった徴収の実態と特徴**

　厳しい経営環境のもとで営業不振に陥り、社会保険料をやむなく納めきれなくなっている事業者から、切実な相談が連日、寄せられています。

それはいま実態告発を受けたように「一括納付するか、差押か」を迫られ、当事者からの分割納付の申し出を、「上がダメだと言っている」などと、日本年金機構の指示を受けて一切、拒否するというものです。

その特徴は、①担当者が変わり、これまでの納付計画が反故にされる、②分納相談に行くも「一括納付か差し押さえ」の二択を迫られる、もしくは「1年以内に払うこと」と期限を区切られるなどで、無理な納付計画の作成を求められる、③納付協議中に差し押さえを執行する、④当事者の実情について「関係ない」と聞かず、暮らしと営業の継続に直結する売掛金を差し押さえる、⑤徴収に際し、「日本年金機構に言われた通りにやっている」という回答に終始し、年金事務所として下した判断に責任を持たない、⑥法律を無視した徴収を行う（窓口で納税緩和制度を知らせない、国税よりも優先して徴収しようとする、滞納額以上の金額を過剰に差し押さえる等）などです。（配布資料末尾の事例をご覧ください）

とりわけ問題なのは、徴収現場で違法・不当な対応が、まかり通っていることです。未納となった社会保険料を徴収する手段として行われる「差し押さえ」などの強制徴収は、国民の財産権を直接、侵害する重大な権力の行使です。それゆえ徴収手続きを根拠づける「国税徴収法」は、当事者の人権を擁護するため、十分な期間をとった事前の周知や、生活費、給与、福祉関連の給付など、差押禁止財産を定めています。

一方、寄せられた相談は、「財産調査と称して営業中の店舗を訪れ、レジや金庫を調べて、その場から現金100万円を持ち去る」「差押禁止財産である施術療養費の差押調書謄本を鍼灸院に送り付ける」「月末の従業員給与に充てる運転資金を差し押さえる」など、違法あるいは違法性が疑われる事案が多数、含まれています。

**２、廃業に追い込む過酷な徴収とその背景**

日本年金機構・年金事務所の監督責任を負う厚労大臣は、徴収業務の運営について国会で問われ、「実情に応じた丁寧な対応」を行っているとし、差し押さえなどに及ぶ場合も「事業継続への影響をできるだけ少なくする」旨、答弁しています。しかし、寄せられた相談には「実情も聞かず、会社がつぶれるのは関係ないと言われた」などの訴えも見られます。

今年２月１日、岩手・盛岡市のタクシー会社「岩手中央タクシー」が、コロナ禍による業績悪化などから事業を停止し、裁判所に破産申請を行いました。従業員85人を解雇した同社の倒産では、「社会保険料の滞納に伴い一部の車両が差し押さえられるなどして営業の継続が困難になった」と報じられました（2023年12月6日・NHK）。日本年金機構と年金事務所がまさに、事業者の息の根を止める役割を現実に担っていることが、明らかになっています。

いま、コロナ禍で深刻な打撃を受けた小企業・中小事業者は、政府の超低金利政策を背景にした円安が物価高騰に拍車をかけ、仕入れ・経費の異常な急騰に苦しみながら、雇用を支え、事業の継続・立て直しに懸命の努力を続けているところです。上場企業は、円安の恩恵も受けて、３期連続で最高益を更新する勢いと報じられますが、小企業・中小事業者からは、「仕事もお客も、コロナ前に戻らない」と悲痛な声が上がっています。

各種支援制度は終了し、コロナ特例融資の返済が始まり、インボイス制度による消費税増税などの負担増が重くのしかかる中で、日本年金機構は、コロナ禍に猶予を受けた事業所への総点検を行うよう、年金事務所に「取組方針」を出しました。

日本年機構が2023年８月末時点でリストアップした猶予適用事業所に、年金事務所が連絡を取り、猶予期間の再点検を行って、期間内での納付計画の策定を協議するよう指示するものです。年金事務所から、新規発生分と猶予分を合わせて、それまでの２倍・３倍の社会保険料を払うよう、矢のような催促が行われる背景となっています。

ちなみに猶予適用事業所は、2023年３月時点で４万6150件に上ったとされています（日本年金機構「2022年度業務実績報告書」）。こうした事業者らが、支払うことが到底、無理な納付計画にサインを迫られ、営業と生活がいっそう困窮する事態を招いています。

そもそも年金事務所・日本年金機構は発足以来、差し押さえ件数を大幅に増やしてきました。公表数字によれば、機構が発足する直前の2009年度に8300社だった差し押さえ事業所数は、コロナ禍直前の2019年度には３万3100社と、10年で約４倍に達しました。その後、コロナ禍で猶予した保険料の徴収を本格的に強めた2023年度は、上半期（4～9月）だけで差し押さえ事業所数が２万6300社に上ったと報じられ、過去最高に及ぶ勢いとなっています（2023年12月8日・朝日新聞）。

日本年金機構が発足して以降の推移を振り返ると、発足直後の2010年、組織再編を行った2016年、そして足元の2023年度を節に、差し押さえ件数を急増させています。ここからは、日本年金機構の指示の下、強制執行を組織的に増やしている状況が伺えます。

**３、徴収の在り方と社会保険制度の改善方向**

当事者の多くは、社会保険料の支払いを、否定しているわけではありません。「経営を持続させながら、納付できる金額で払っていきたい」と望んでいます。

国税徴収法には、当事者を救済するため、最大６年間、納付を猶予できることなどを定めた「納税緩和措置」が設けられています。当事者の求めに応じて分割納付もできるはずが、年金事務所はこれらの制度を紹介せず、「３カ月での完納」や「一括納付」、猶予を認めたとしても「１年以内での完納」を求めるなど、当事者の権利を不当に制限しています。これらは即刻、是正されるべきです。

保険加入事業所の権利を擁護するため、厚労省が「保険料徴収にかかるガイドライン」などを策定し、年金事務所の職員に、国税徴収法の趣旨に沿って対応するよう促すとともに、徴収業務の暴走に歯止めが掛かるよう、手立てを講じることも重要と考えます。

民商・全商連は、税金や公的保険料の賦課、調査、徴収のあらゆる場面で、国民の基本的人権が尊重されるよう、「納税者の権利憲章」を法制化することを求めています。そこには「滞納した納税者も常に丁重かつ配慮ある扱いを受ける」「生存権的財産、売掛金の差し押さえは禁止される」、などを盛り込むよう提案しています。社会保険料の徴収をめぐるこの間の事態は、その実現が急がれることを示唆しています。

さらに抜本的には、そもそも払いきれない保険料を生じさせる構造に、メスをいれるべきと考えます。社会保険料の事業者負担は、国民健康保険料や国民年金保険料と同様に、応益性を根拠に賦課され、納付資力を必ずしも考慮に入れていないため、逆進的になりがちです。

労働者派遣の原則自由化をはじめ、労働法制の規制緩和により、2000年代以降、非正規雇用が激増してきました。労働コスト・人件費カットを目指す非正規雇用の増大は、特に大企業の職場で顕著でしたが、政府はいま社会保険料を確保するため、より小規模な事業者に向けて加入適用を拡大しています。

例えば、今年10月からは従業員100以下51人以上の事業者にも、パート・アルバイトの加入を義務付けます。また、現状では適用外とされるフリーランスや個人事業者にも、今後、加入を義務付ける検討を始めています。

それだけに、小規模企業振興基本法の付帯決議にある「より効果的な支援策の実現を図る」一環として、小企業・中小事業者の社会保険料の負担軽減や、経済的事由による減額・免除の制度化を急ぐべきです。

社会保険料は、消費税と同様、人件費と連動して負担が膨らみ、赤字でも納めることを求められます。そのため、小企業・中小事業者の従業員賃金の引上げにブレーキを掛けるとともに、景気変動とあいまって「公租公課倒産」とも言われる事態を生み出す原因ともなっています。

社会保障財源は、逆進的な「消費税」や、応益負担の「社会保険」を中心とした現行の制度から、個人所得税や法人税など、応能負担の「所得課税」中心へと転換すべきです。

これにより税・社会保障を通じた所得再配分機能を取り戻すこと、そして国民生活に負担をおよぼす大軍拡はやめること、これらを求めて主催者の報告とします。

以上